

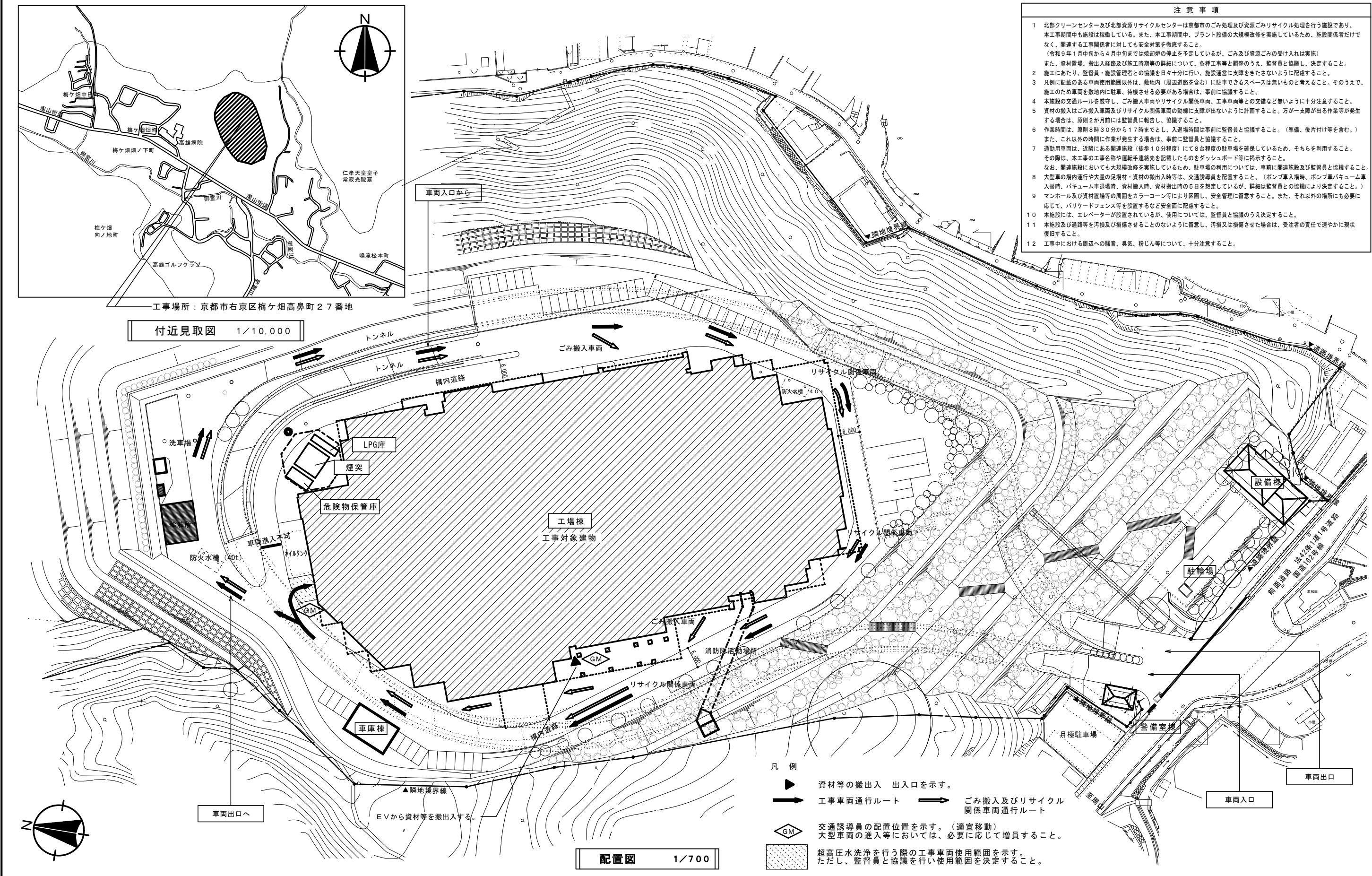
改修工事特記仕様書		京都市北部クリーンセンター大規模改修工事 ただし、工場棟排水槽改修工事		設計図 No. 1 17枚の内		
改修工事特記仕様書－1		令和8年8月				
施設整備課						
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	
1 一般共通事項	① 関係法令等の遵守	工事の施工に当たっては、工事請負契約書、京都市契約事務規則、建築基準法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律その他関係法令を遵守する。 [1. 1. 13]	章	項目	特記事項	
	② 適用	1 この特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、以下を適用する。 (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）」（以下「標準仕様書」という。） (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）」（以下「改修標準仕様書」という。） (3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）」（以下「解体共通仕様書」という。） (4) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築木造工事標準仕様書（令和7年版）」（以下「木造標準仕様書」という。） また、本工事に電気設備工事及び機械設備工事を含む場合は、それぞれ当該工事の標準仕様書等を適用する。 2 適用範囲 (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印が両方付いている場合は、共に適用する。 (3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 (4) 設計図書に規定する事項は、受注者の責任において履行するものとする。		③ 請負代金の支払い条件	(4) 安全点検実施報告書の提出及びその内容のヒアリング 受注者は、監督員の求めに応じて、仮囲い、掘削、足場、火災予防及び建設公害防止等について安全点検を実施し、安全点検実施報告書を提出しなければならない。 また、安全点検実施報告書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。	
	③ 優先順位	設計図書の優先順位は次のとおりとする。 1. 質問回答書（以下に対するもの） 2. 現場説明書 3. 特記仕様書 4. 図面 5. 標準仕様書・改修標準仕様書 6. 鉄筋コンクリート工事標準図、鉄骨工事標準図		(8-2) 単年度契約工事	③ 建設業退職金共済制度（建退共制度）	受注者は、本工事に係る現場雇用労働者（下請負者が雇用する労働者を含む。）の退職金制度について把握に努める。また、下請契約を締結する際には、下請負者に対して本制度の周知徹底を図る。 建設業退職金共済制度対象労働者（下請負者が雇用する労働者を含む。）を雇用する場合については以下の1～3に注意し適切に運用し、また、予定価格（税込）が1,000万円以上の工事については、4及び5の書類を監督員に提出又は提示する。 その他、制度、様式等は「建設業退職金共済事業本部ホームページ（ http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp ）を参照する。 1 受注者は建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、証紙貼付枚数方式及び電子申請方式のいずれかを選択する。 2 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という標識（シール）を、工事事務所及び工事現場の出入口等の現場労働者の見やすい場所に掲示する。 3 下請負者の規模が小さく管理事務の処理の面で万全でない場合は、受注者がその事務を代行する。 4 掛金収納書（証紙貼付方式による場合は掛金収納書提出用台紙に貼付）を工事請負契約締結後原則1か月以内（電子申請方式による場合は、工事請負契約締結後原則40日以内）に監督員に提出する。 なお、必要に応じて「建退共証紙購入等計画書」の提出を求めることがある。 5 工事完成時、「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」を監督員に提出し、次の書類を提示する。 (1)（証紙貼付方式による場合）工事別共済証紙受払簿 (2)（電子申請方式による場合）被共済者就労状況報告書、掛金充当書
	④ 覚書の締結	本工事中において、周辺住民等との間に覚書等が締結された場合は、その締結事項を遵守する。		(8-2) 債務負担行為等に基づく複数年契約工事	④ 工事実績情報の登録	請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）（一般財団法人日本建設情報総合センター）により工事情報を登録（仮登録）し、オンライン上で監督員の確認を受けた後、次に示す期間内（休日を除く。）に登録申請（本登録）を行い、登録されたことを証明する資料を監督員へ提示する（提示方法は、システムから監督員へのメール送信による）。 1 工事受注時 ※契約工期の開始日から10日以内 ・契約の日の翌日から10日以内 2 登録内容の変更時 配置技術者等の変更又は変更契約締結後10日以内 3 工事完成時 工事完成後10日以内 なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 [1. 1. 4]
	⑤ 設計変更	（工期には、完成検査及び手直しの必要がある場合に要する期間並びに揮発性有機化合物の室内空気測定を行う場合の養生期間等を含む。 また、契約工期内に完成検査に合格しなければならない。 ただし、本市の都合により契約工期内に完成検査が実施できない場合には、工事請負契約書第34条第1項に規定する通知の日から起算して14日以内に完成検査を実施することができるとするが、年度内を契約工期とする工事については、年度末までに完成検査に合格しなければならない。） 概成工期 令和 年 月 日 概成工期 工期の末日の 月 日 ※概成工期は公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）第1章第1節1.1.2(ヌ)による。			⑤ 週休二日工事	1 対象区分 本工事は以下の区分の対象とする。 ・完全週休二日（発注者指定） ※月単位の週休二日（発注者指定） ○通期の週休二日（発注者指定） 2 受注者は、契約工期開始後速やかに、週休二日取組み状況予定について記載した資料を作成し、監督員に提出する。工事中においては、三週間工程表など工程を記録した書類に現場閉所日を記載し、監督員に提出する。なお、完全週休二日及び月単位の週休二日の場合は、月ごとに週休二日取組み状況実績を記載した書類を監督員に提出する。 3 受注者は、週休二日工事である旨を仮囲い等労働者の見やすい場所に掲示する。 4 受注者は、工事完了後、速やかに書面にて最終の達成状況を報告する。 5 受注者は、工事完成後、速やかに下記ホームページに掲載するアンケート調査に協力する。 (https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000253120.html) 6 その他、詳細（参考様式含）については、5のホームページに掲載の「京都市都市計画局週休二日工事実施要領」を参照すること。
⑥ 契約の保証	契約保証の額は原則として下記のとおりとする。ただし、低入札価格調査を経て契約を締結した場合は「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」による。 ※保証の額は請負代金額の10分の1以上とする。 ・保証の額は請負代金額の10分の3以上とする。 （WTO政府調達協定対象工事） ・保証の額は請負代金額の10分の3以上とする。（契約の保証は、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事的目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）とする。） ・保証の免除		⑥ 建設キャリアアップシステム（CCUS）	1 受注者は、建設キャリアアップシステムを活用する場合、契約締結後速やかに試行の意思を工事打合せ簿により監督員に通知すること。 2 完成検査時に、建設キャリアアップシステムから出力した現場・契約情報等の帳票及び利用状況の写真を監督員に提示し、履行状況を報告すること。 3 その他詳細については、「京都市都市計画局建設キャリアアップシステム試行要領」に基づき取り組むこと。 (https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000296792.html)		
⑦ 低入札価格調査制度	1「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」第5条に基づく調査対象者（以下「調査対象者」という。）は、同要領第7条に定める調査項目に関する資料を契約担当課に提出しなければならない。 2 前項に定めるもののほか、低入札価格調査に関し必要な事項については同要領に定めるものとし、調査対象者はこれに誠意を持って対応しなければならない。 3 調査対象者が受注者となった場合には、本工事中において、次に掲げる事項について対応しなければならない。 (1) 施工計画書の内容のヒアリング 特記仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (2) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング 受注者は、本工事を施工するために下請契約を締結する場合は施工体制台帳を作成し、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (3) 施工段階ごとの工事報告書の提出及びその内容のヒアリング 受注者は、監督員の求めに応じて施工段階ごとの工事報告書を提出しなければならない。施工段階ごとの工事報告書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。	⑧ 工事保険		17. 情報共有システム	1 システム事業者との契約、システムの利用登録、利用料金の支払い等の手続は、受注者が行うこと。 2 受注者は完成検査後、工事書類の電子データをDVD-R等により提出すること。 3 その他詳細については、「京都市都市計画局情報共有システム試行要領」に基づき取り組むこと。 (https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000296792.html)	

京都市北部クリーンセンター大規模改修工事 ただし、工場棟排水槽改修工事		設計図 No. 4		17 枚の内			
改修工事特記仕様書－ 4							
令和 8 年 8 月							
施設整備課							
章	項 目	特 記 事 項		章	項 目	特 記 事 項	

⑪. 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更	1 本工事は、ナフサ由来の建設資材のうち、中東情勢の変化等により供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっている資材（以下「調達検討資材」という。）について、調達経路の変更等により別途必要となる経費（以下「別途調達経費」という。）を設計変更の協議対象とする工事である。 2 調達検討資材は以下とする。これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。 調達検討資材：塗料、防水材、断熱材、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板 3 受注者は、次の①、②のとおり、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員に「調達検討資材に関する協議書（様式1）」を提出し、協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。 ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合 ② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた別途調達経費が必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む） 4 設計変更に際し、受注者は、「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を監督員に提出する。 5 妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。 ただし、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 6 本取扱による設計変更内容は、工事請負契約書第28条（スライド条項）の対象外とする。 7 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。 8 詳細については、下記ホームページ掲載の「中東情勢の変化に伴う建設資材の設計変更手続について（補足）」及び同ページ掲載の様式1、様式2に基づき手続きを行うこと。 (https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000356033.html)						
----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	京都市北部クリーンセンター大規模改修工事 ただし、工場棟排水槽改修工事		
	10. E P - G 11. E P 12. U C 13. W P ⑭. 施工管理	コンクリート面、押し出し成形モルタル板面、モルタル面、せっこうﾌﾟﾗｽﾀｰ面、せっこうﾎｰﾄﾞ面、その他ﾎｰﾄﾞ面 ・ A 種 (新規) ※ B 種 (新規又は塗替え) ・ C 種 [7. 9. 2] 屋内の木部 新規 (多孔質広葉樹の場合を除く) ※ A 種 ・ B 種 ・ C 種 [7. 9. 3] 塗替え (洗面所等の水回りを除く) ・ A 種 ※ B 種 ・ C 種 [7. 9. 3] 屋内の鉄鋼面 ・ A 種 (新規) ※ B 種 (新規又は塗替え) ・ C 種 [7. 9. 4] 屋内の垂鉛めっき鋼面 ※ A 種 (新規) ・ B 種 (新規又は塗替え) ・ C 種 [7. 9. 5] ・ A 種 (新規) ※ B 種 (新規又は塗替え) ・ C 種 [7. 10. 2] ・ A 種 ※ B 種 [7. 11. 2] ・ A 種 ※ B 種 [7. 13. 2] 1) 塗装場所の気温及び湿度並びに結露の状況等に応じて施工を行う。 2) 降雨のおそれのある場合又は強風時は、原則として、作業を行わない。 3) 塗装面の周辺に汚損を与えないように、塗装箇所の周辺に適切な養生を行う。 4) 換気注意して、溶剤による中毒を起こさないようにする。 5) 火気に注意して、爆発、火災等の事故を起こさないようにする。				改修工事特記仕様書－ 6		
						令 和 8 年 8 月		
						施設整備課		
章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項

記 事		設計変更 No.	枚の内	京都市北部クリーンセンター大規模改修工事 ただし、工場棟排水槽改修工事	設計図 No. 7	17	枚の内
		令和 年 月		付近見取図・配置図	縮尺 1/10000 1/700	令和 8 年 8 月	
				施設整備課			



記 事			設計変更 № 〇 枚の内	京都市北部クリーンセンター大規模改修工事 ただし、工場棟排水槽改修工事	設計図 № 8 17 枚の内
			令和 年 月	仕上表・工事スケジュール	縮尺 ー 令和 8 年 8 月
				施設整備課	

工事スケジュール(参考)

工事内容		12月		1月		2月		3月		4月	
		10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
仮設工事等					◇ 仮設足場設置 ◇ 超高压ポンプ車、沈砂槽等設置 ◇ 資材運搬			◇ 仮設足場撤去		◇ 水槽内作業可能期間 (3/26) (検査手直し含む)	
排水槽等 防食塗装改修	洗煙排水原水槽					← 洗煙排水原水層					
	プラント系原水槽					← プラント系原水層					
	濃縮汚泥貯槽					← 濃縮汚泥貯槽					

別途工事	プラント設備工事					◇ 炉立下げ ← 槽内水抜き清掃、配管切替 ← 槽内への排水流入停止期間					◇ 配管切替 ◇ 炉立上げ	
------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------------------	--

- ※ 施設の状況及びプラント設備工事の工程を踏まえて、監督員と協議のうえ、本工事の工程を決定すること。
- ※ 工程上、各水槽の仕上り時期に差が生じる場合、「洗煙排水原水槽」、「プラント系原水槽」、「濃縮汚泥貯槽」の順に仕上げること。
- ※ 上記における「別途工事」には、本工事に直接大きく関係する内容のみを記載しているが、その他にも並行して工事が進められていることに十分に留意すること。
(なお、記載している時期等は予定である。)

排水槽 既存仕上表

防食塗装 a : 富士レジン工業株式会社 ポリクリートH Q
防食塗装 b : 富士レジン工業株式会社 フジフレーク

階	排水槽名	排水槽内仕上			備 考
		床	壁 (柱・梁共)	天井	
地下 2 階	洗煙排水原水槽	防食塗装 a	防食塗装 a	防食塗装 b	
	プラント系原水槽	防食塗装 a	防食塗装 a	防食塗装 b	
	濃縮汚泥貯槽	防食塗装 a	防食塗装 a	防食塗装 b	

排水槽 改修仕上表

防食塗装 A : ビスフェノール系ビニルエステル樹脂系防食材

階	排水槽名	排水槽内仕上			備 考
		床	壁 (柱・梁共)	天井	
地下 2 階	洗煙排水原水槽	防食塗装 A	防食塗装 A	※	
	プラント系原水槽	防食塗装 A	防食塗装 A	※	
	濃縮汚泥貯槽	防食塗装 A	防食塗装 A	※	

※ 天井面は高圧水洗浄のみとする。

クラック補修	クラック幅0.2mm以上 1.0mm以下	Uカットシール材充てん工法 : 可とう性エポキシ樹脂
欠損部補修 (洗煙排水原水槽 B面 斜線部)	欠損部補修 100×100×30 10ヵ所	ポリマーセメントモルタル充てん工法

※防食塗装で使用する塗材の下地材料として使用可能な材料を選定すること。

特記事項

- ・本工事期間中も水槽内に排水が流入する可能性があるため、必要に応じて、仮設ポンプによる排水槽間の排水移送等を行うこと。
- ・本工事期間中、施設のプラント設備において大規模改修工事（別途工事）が行われている。プラント設備工事へ影響を及ぼさないよう、予定工程の共有や調整を行いつつ、施工すること。また、工期の短縮に努めること。
- ・排水槽内の天井及び壁の改修時は、足場（安全手すり共）を設置のうえ、安全管理に留意すること。
- ・作業にあたっては、酸素欠乏症等防止規則、有機溶剤中毒予防規則、その他関係法令を遵守し、作業者の資格確認、十分な換気設備の設置、防毒マスクなどの安全器具の使用など、作業場所及びその周辺における中毒や火災、臭気を防ぐための措置を講じること。
- ・地下2階の各排水槽については、マンホール（直径90cm）から内部へ進入しなければならないため、搬入できる足場材を選定すること。

防食塗装施工要領

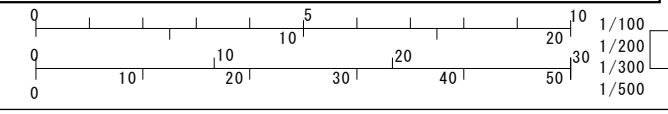
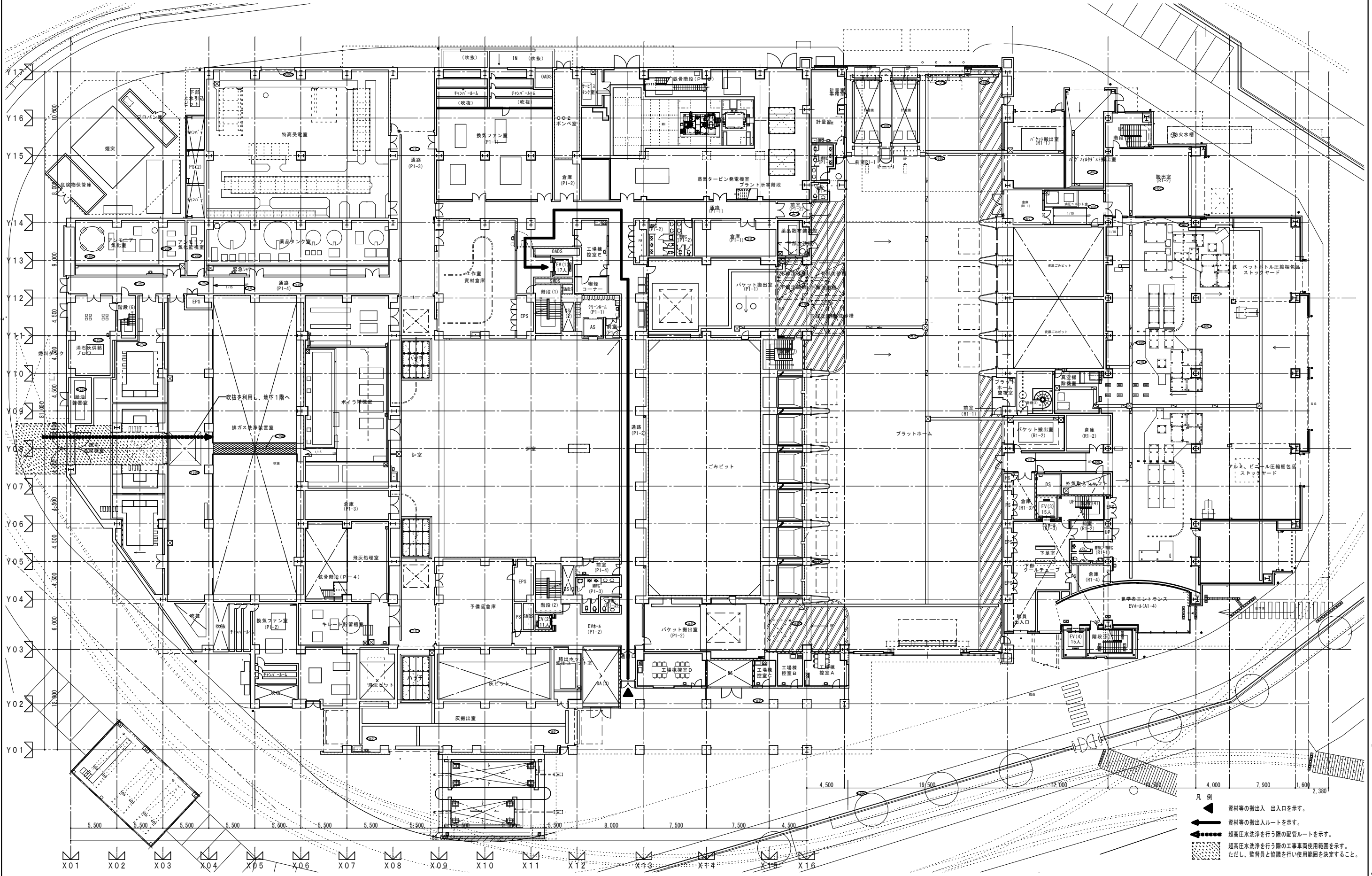
- ・床、壁の既存塗膜は全て撤去すること。
- ・標準施工手順（詳細はメーカー仕様による）
水抜き（別途、本市が発注する委託業者にて実施）→高圧水洗浄（床・壁・天井）→既存塗膜オーバーレイ部研磨→下地処理（超高压水洗浄）→下地調整→防食塗装
- ・壁上端部の防食塗装がめくれる可能性がある場合は、天井面（天端面）まで巻き込んで塗装するなどの対策を講じること。
- ・高圧水洗浄や下地処理（超高压水洗浄）時に発生する水は、指定された排水溝まで仮設ポンプにて移送したうえで排水すること。また、下地処理（超高压水洗浄）時に発生する水は、沈砂槽等を設置し、不純物を取り除くとともに、pH8程度となるように調整した後、指定排水溝に放流すること。

防食塗装（見積先参考）

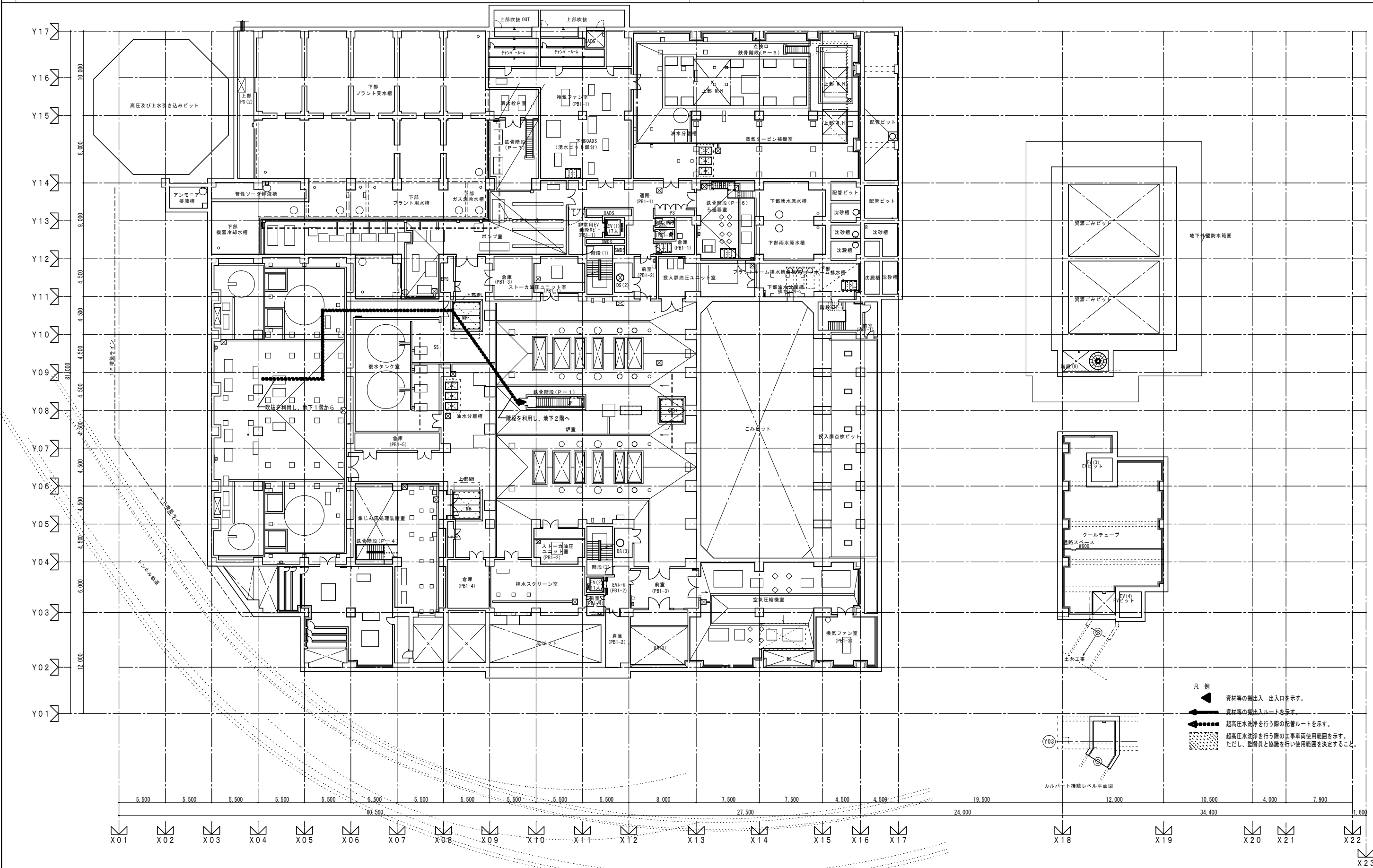
- ・株式会社エービーシー商会
- ・株式会社ビルケン
- ・株式会社コスモ建材工業

記	
事	

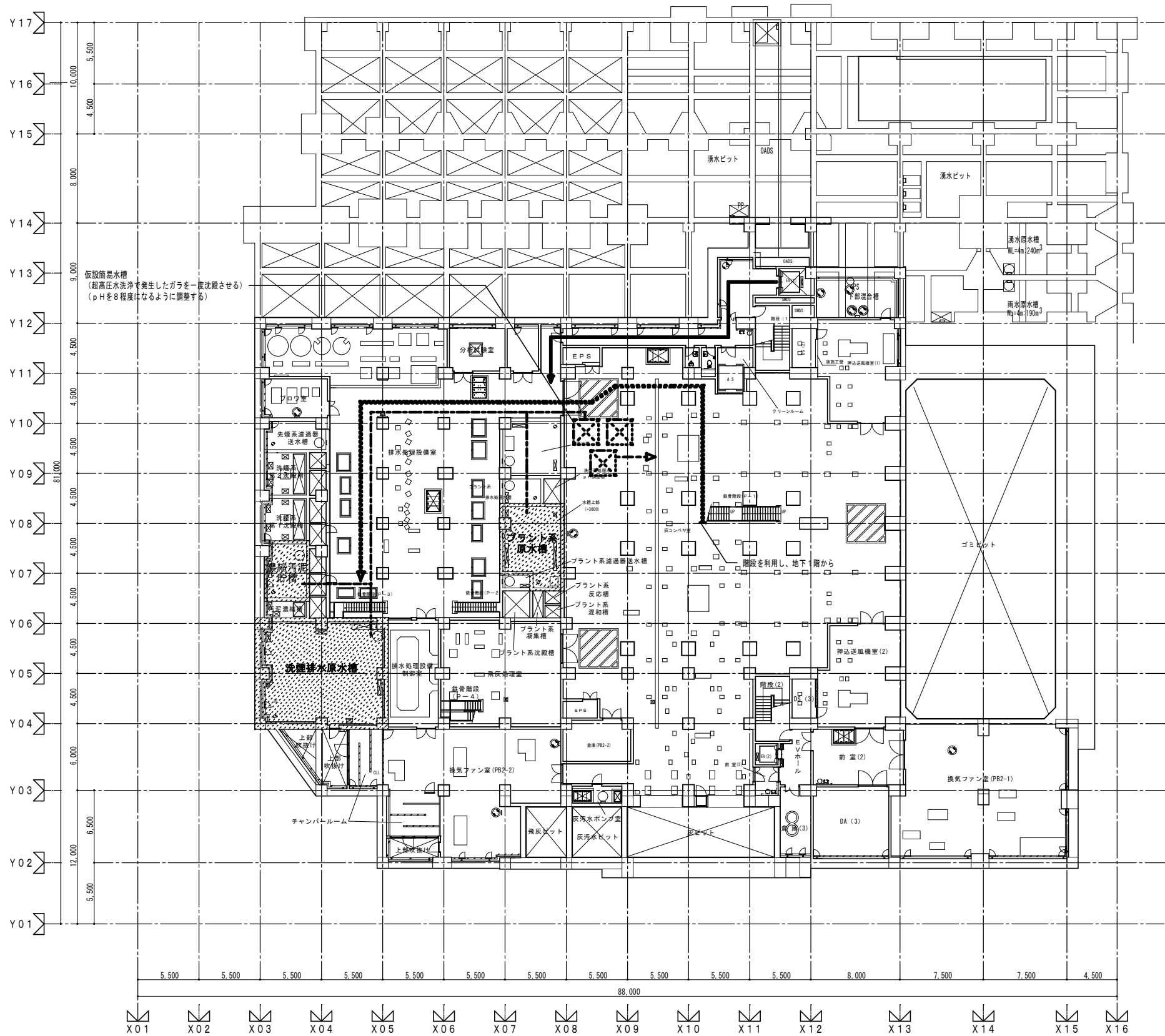
設計変更 No.	枚の内	京都市北部クリーンセンター大規模改修工事 ただし、工場棟排水槽改修工事	設計図 No. 9	17	枚の内
令和 年 月		工場棟 地上1階平面図	縮尺	1/300	令和 8 年 8 月
施設整備課					



記 事	設計変更 No. 枚の内		京都市北部クリーンセンター大規模改修工事 ただし、工場棟排水槽改修工事		設計図 No. 10 17 枚の内
	令和 年 月		工場棟 地下1階平面図		縮尺 1/300 令和 年 8 月
			施設整備課		

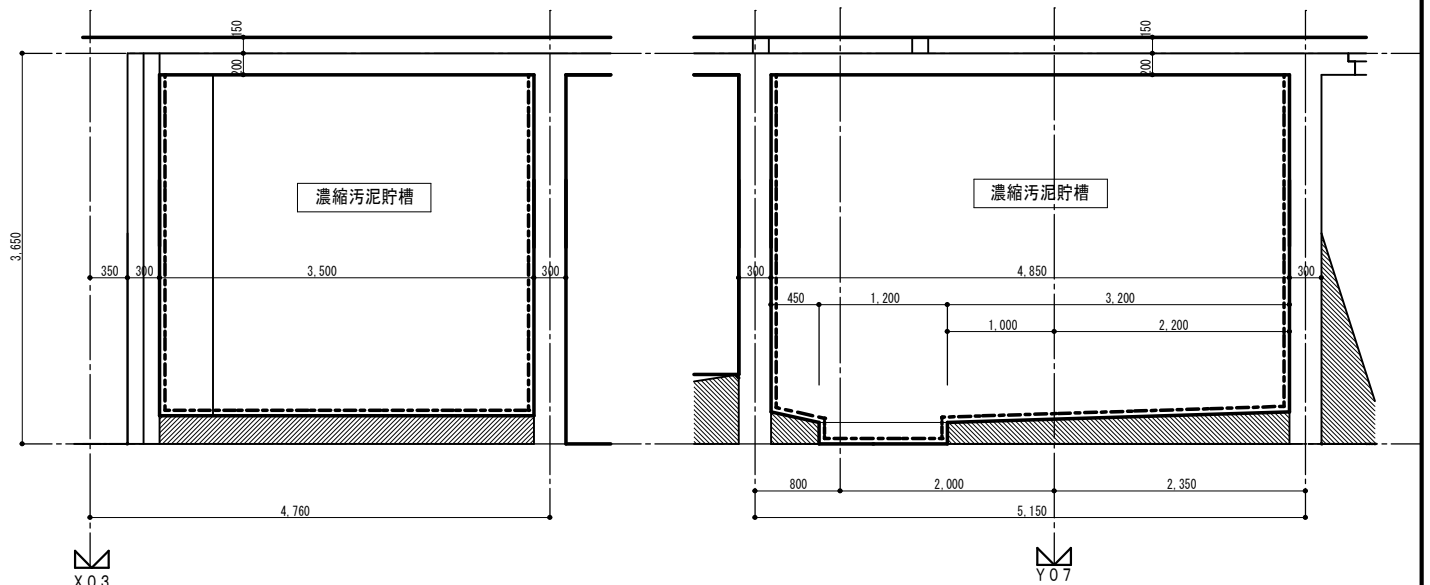
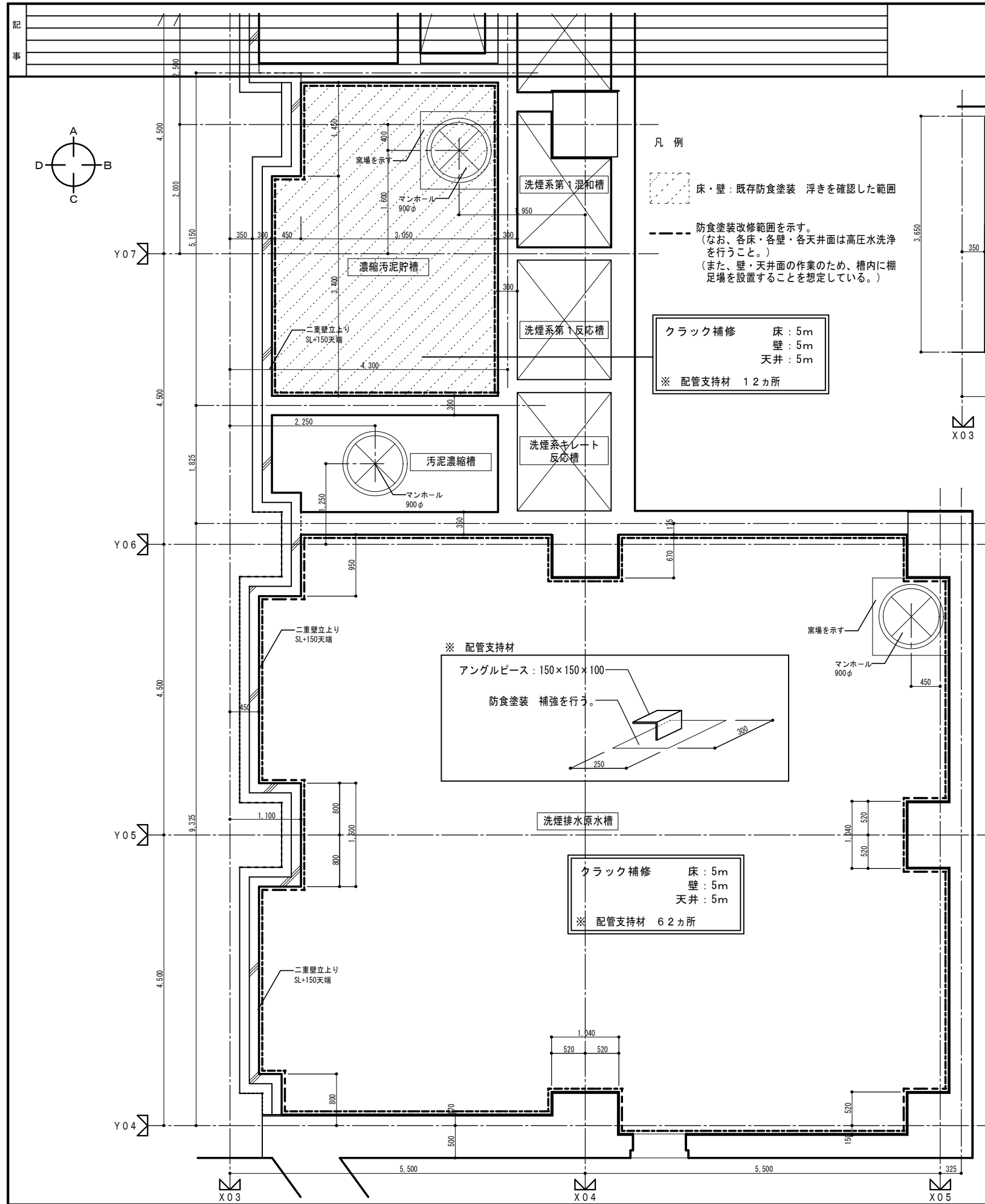


記 事		設計変更 No. 枚の内	京都市北部クリーンセンター大規模改修工事 ただし、工場棟排水槽改修工事	設計図 No. 11 17 枚の内
		令和 年 月	工場棟 地下2階平面図	縮尺 1/300 令和 年 8 月
			施設整備課	



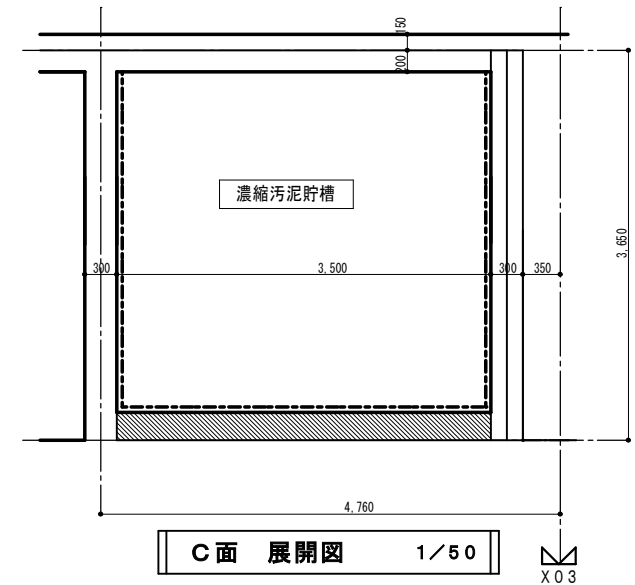
地下2階平面図 1/300

記 事		設計変更 No. 枚の内	京都市北部クリーンセンター大規模改修工事 ただし、工場棟排水槽改修工事	設計図 No. 12 17 枚の内
		令和 年 月	工場棟 地下2階 排水槽詳細図 (1) 縮尺 1/50	令和 8 年 8 月
			施設整備課	

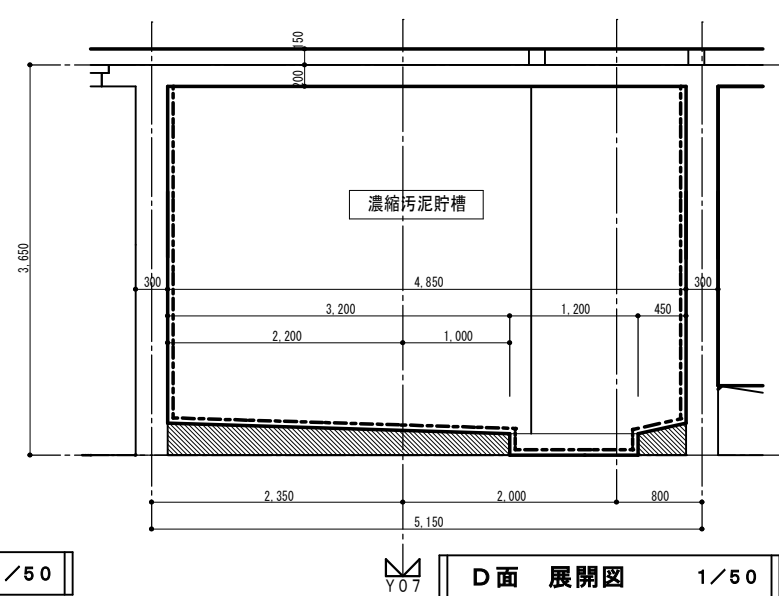


A 面 展開図 1/50

B 面 展開図 1/50

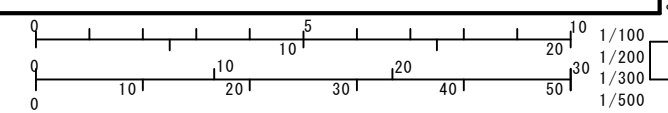


C 面 展開図 1/50



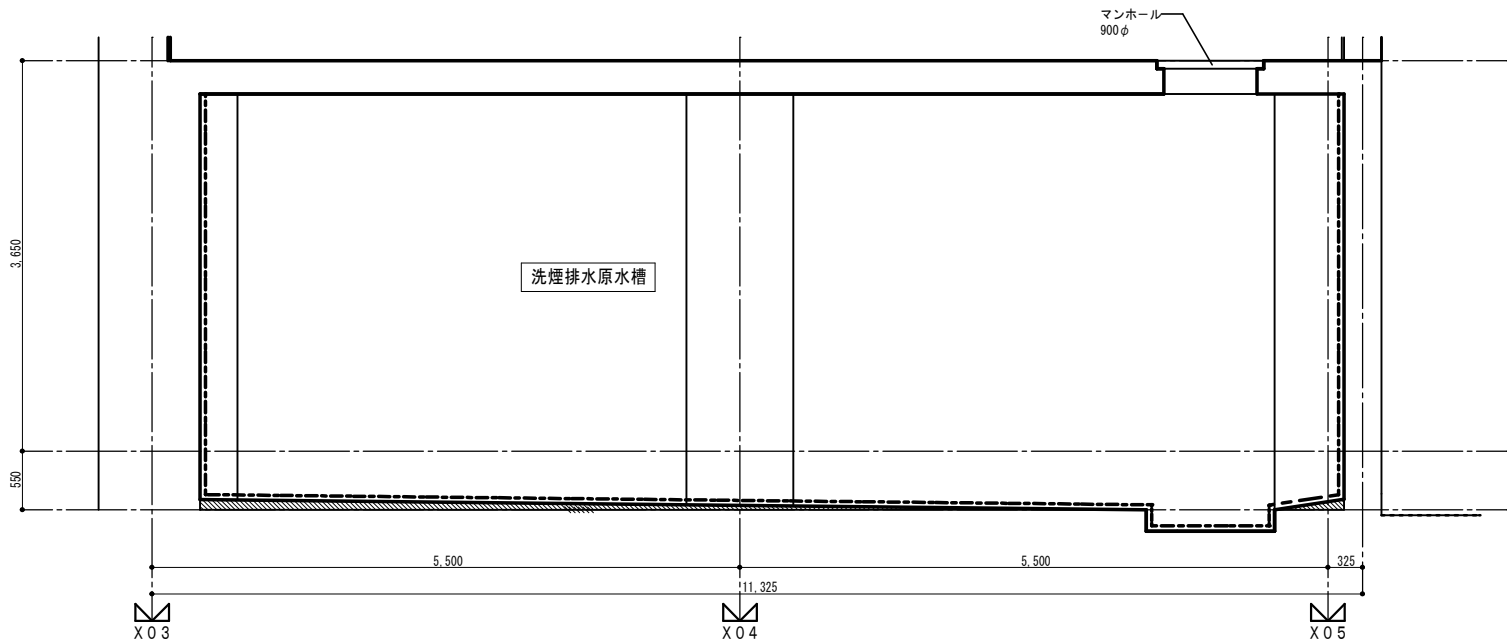
D 面 展開図 1/50

地下 2 階平面図 1/50

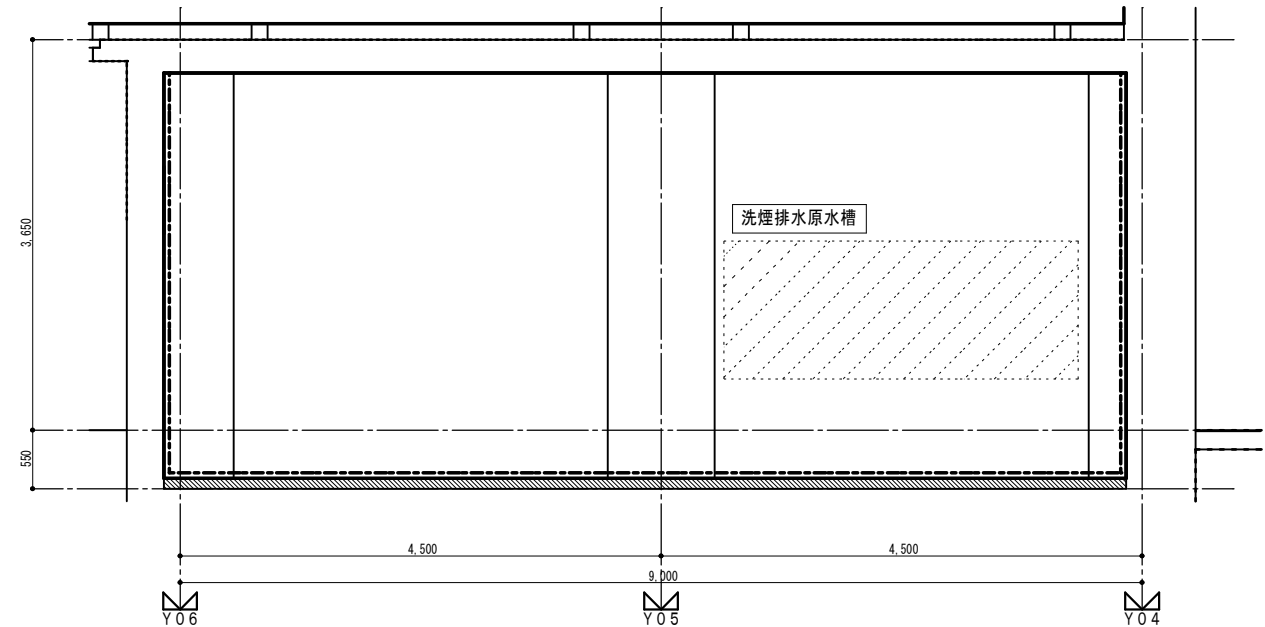


記 事	

設計変更 No.		枚の内	京都市北部クリーンセンター大規模改修工事 ただし、工場棟排水槽改修工事	設計図 No. 13		枚の内
令和 年 月			工場棟 地下2階 排水槽詳細図(2)	縮尺 1/50	令和 8 年 8 月	
			施設整備課			



A面 展開図 1/50

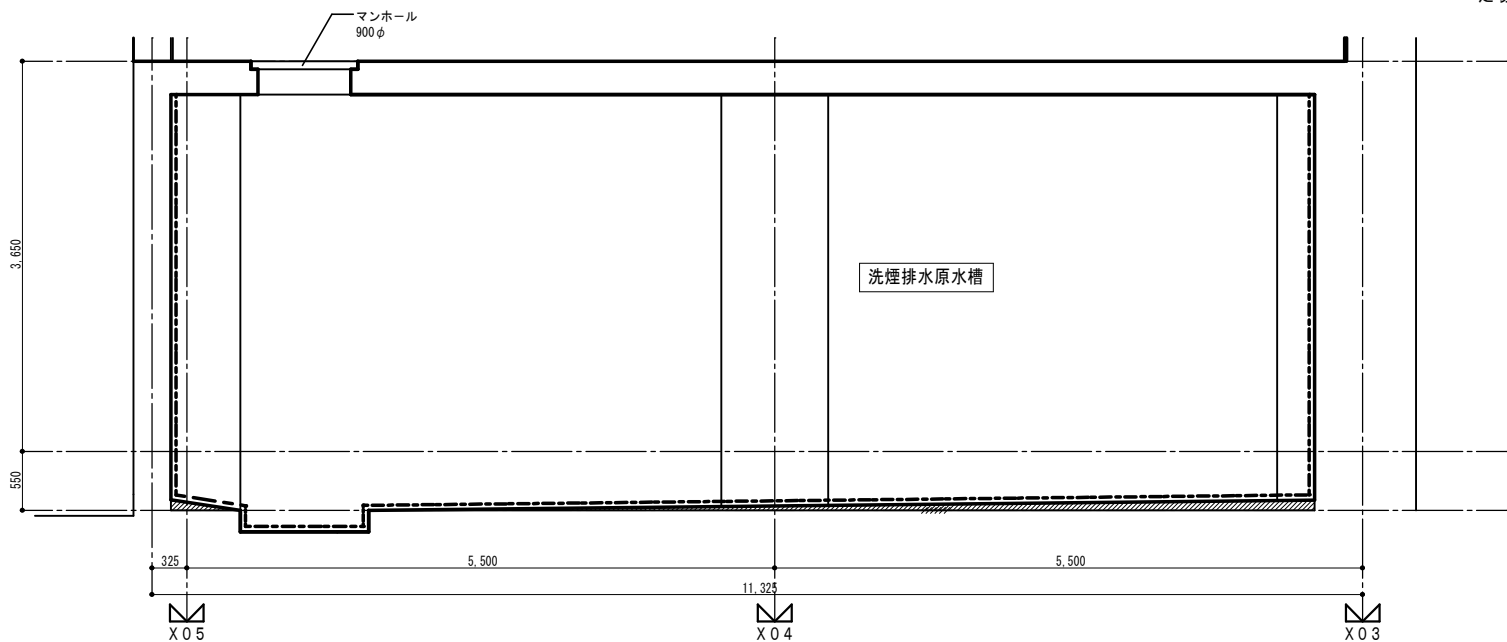


B面 展開図 1/50

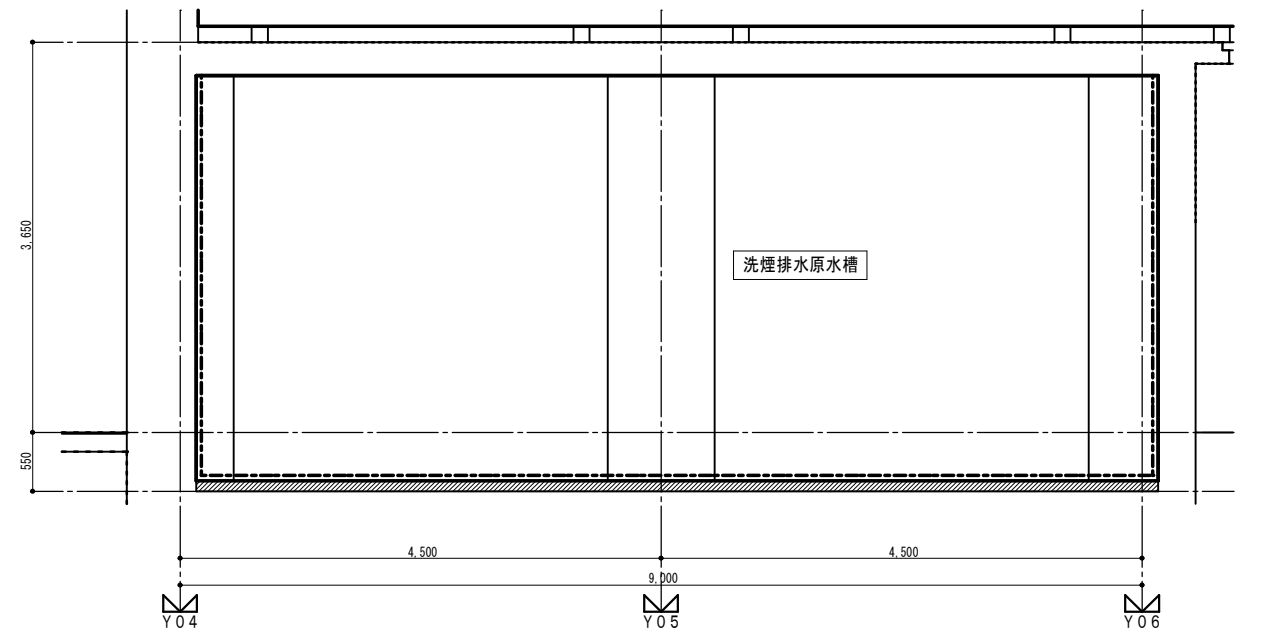
凡 例

床・壁：既存防食塗装 浮きを確認した範囲
(欠損部補修100×100×30 10か所)

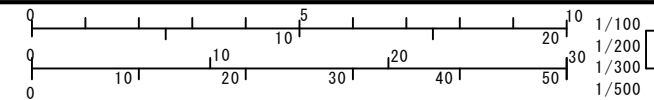
防食塗装改修範囲を示す。
(なお、各床・各壁・各天井面は高圧水洗浄
を行うこと。)
(また、壁・天井面の作業のため、槽内に棚
足場を設置することを想定している。)



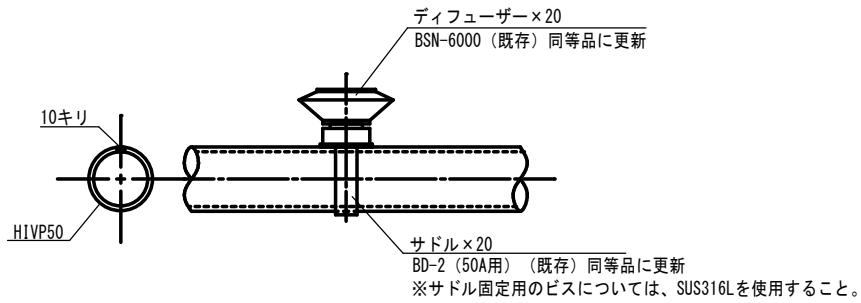
C面 展開図 1/50



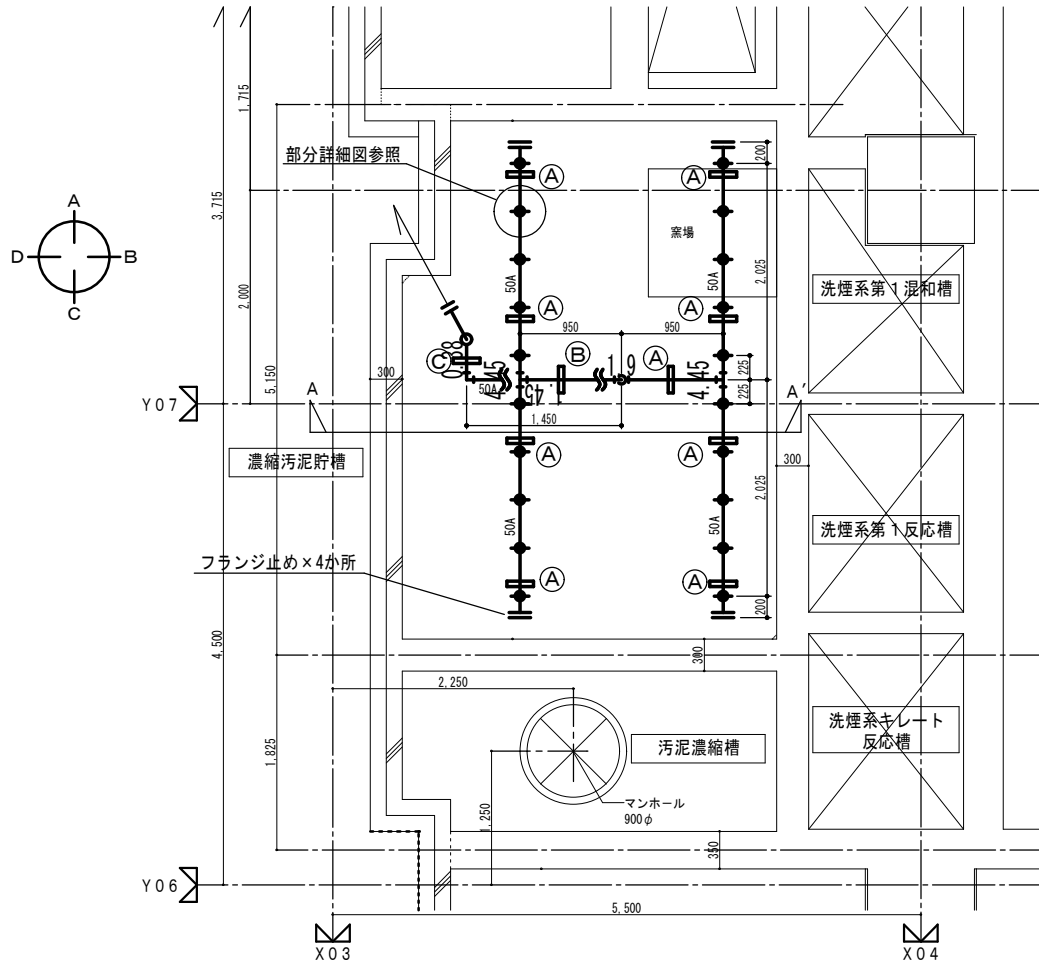
D面 展開図 1/50



記 事		設計変更 No. 〇 枚の内	京都市北部クリーンセンター大規模改修工事 ただし、工場棟排水槽改修工事	設計図 No. 15 17 枚の内
		令和 年 月	地下2階曝気配管図（濃縮汚泥貯槽）	縮尺 1/50、1/10、1/5 令和 8 年 8 月
			施設整備課	



部分詳細図 1/5



地下2階曝気配管図 1/50

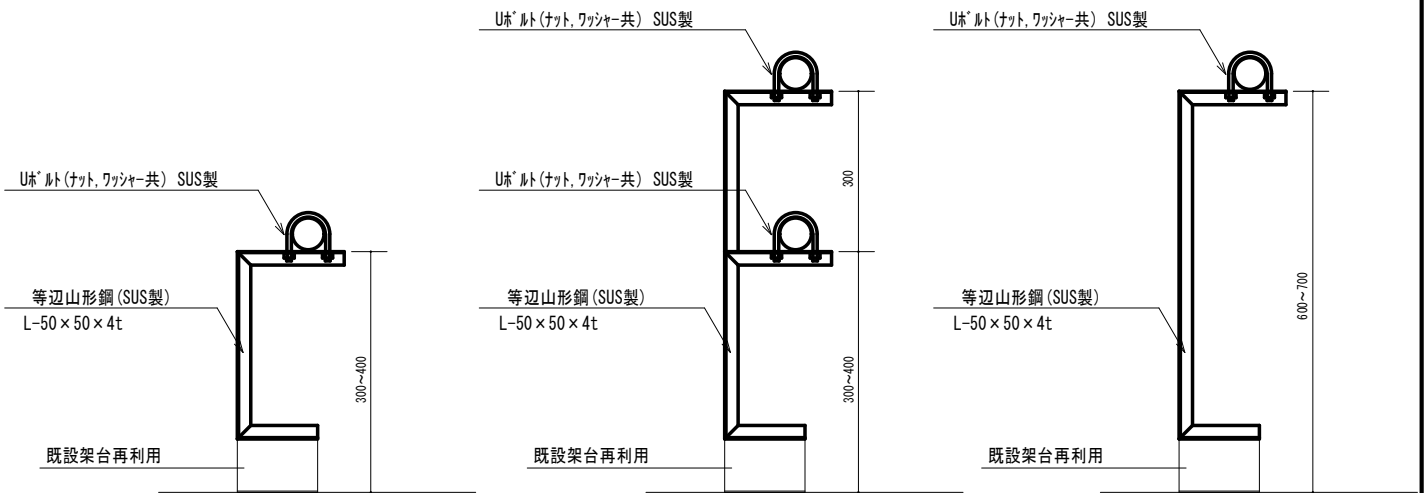
（濃縮汚泥貯槽）

- ・配管支持・固定金具については、異種金属による腐食の生じないように全てSUS製とする。
- ・配管末端はフランジ止めとする。

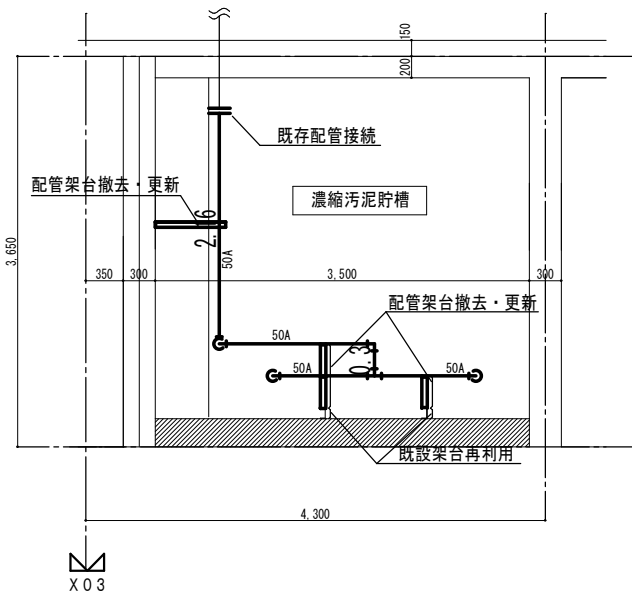
凡例

— : 曝気配管 HIVP

※太線は撤去・更新、細線は既設を表す。

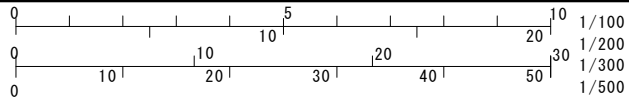


配管支持 参考図 1/10



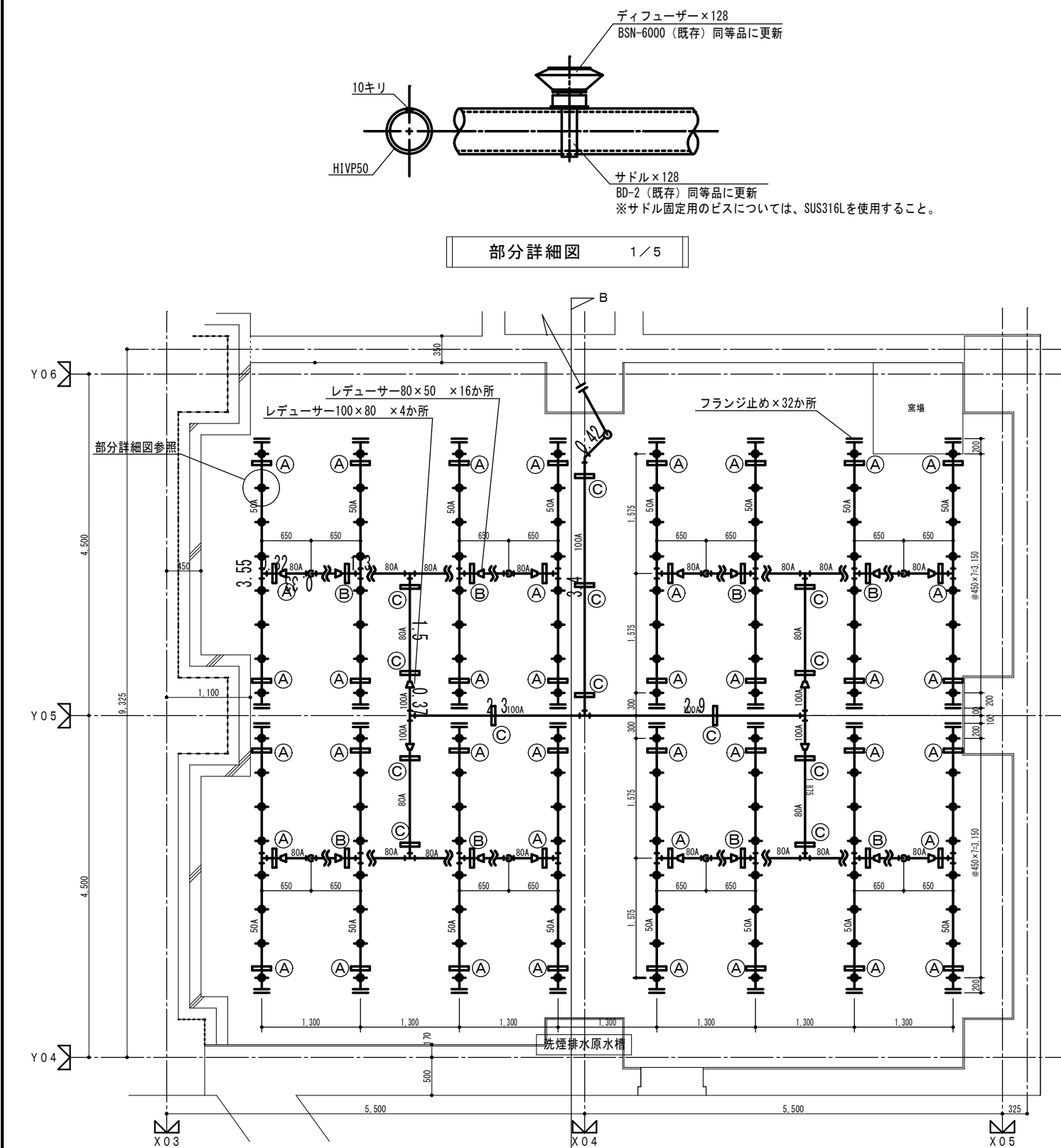
A-A' 断面図 1/50

- 図面に記載されていない事項は、次の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書等による。
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和7年版
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和7年版
 - ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和7年版



記 事	

設計変更 No.	枚の内	京都市北部クリーンセンター大規模改修工事 ただし、工場棟排水槽改修工事	設計図 No. 16	17	枚の内
令和 年 月		地下2階曝気配管図（洗煙排水原水槽）	縮尺	1/50、1/10、1/5	令和 8 年 8 月
施設整備課					



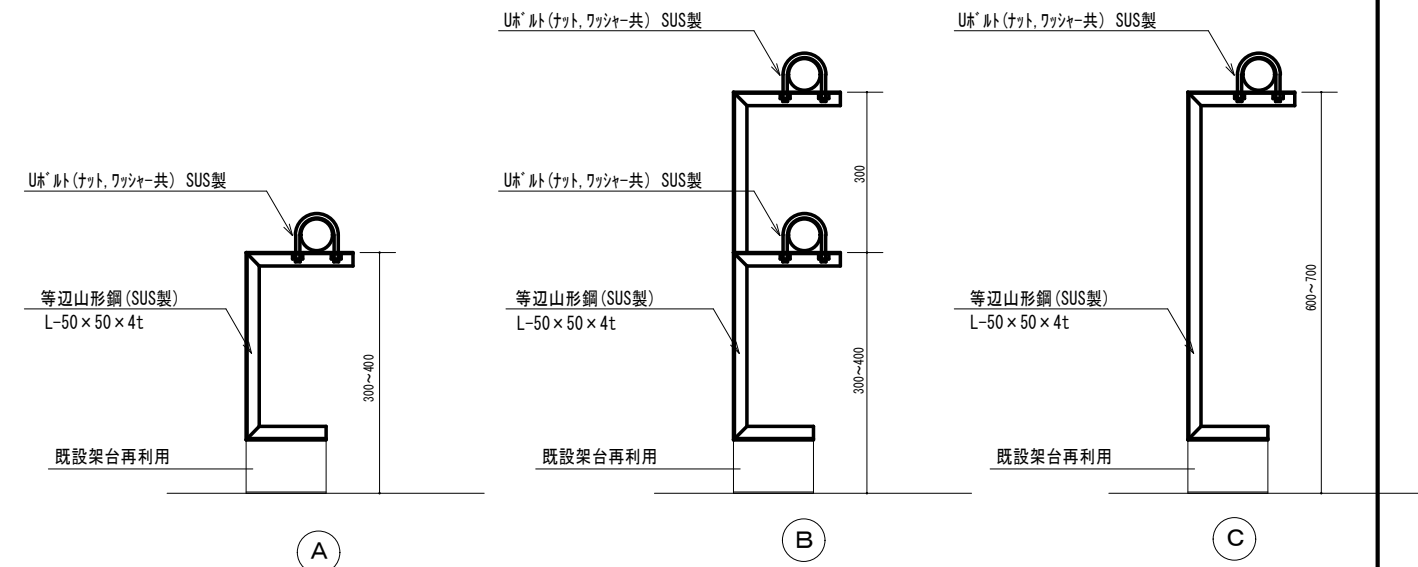
部分詳細図 1/5

地下2階曝気配管図 1/50

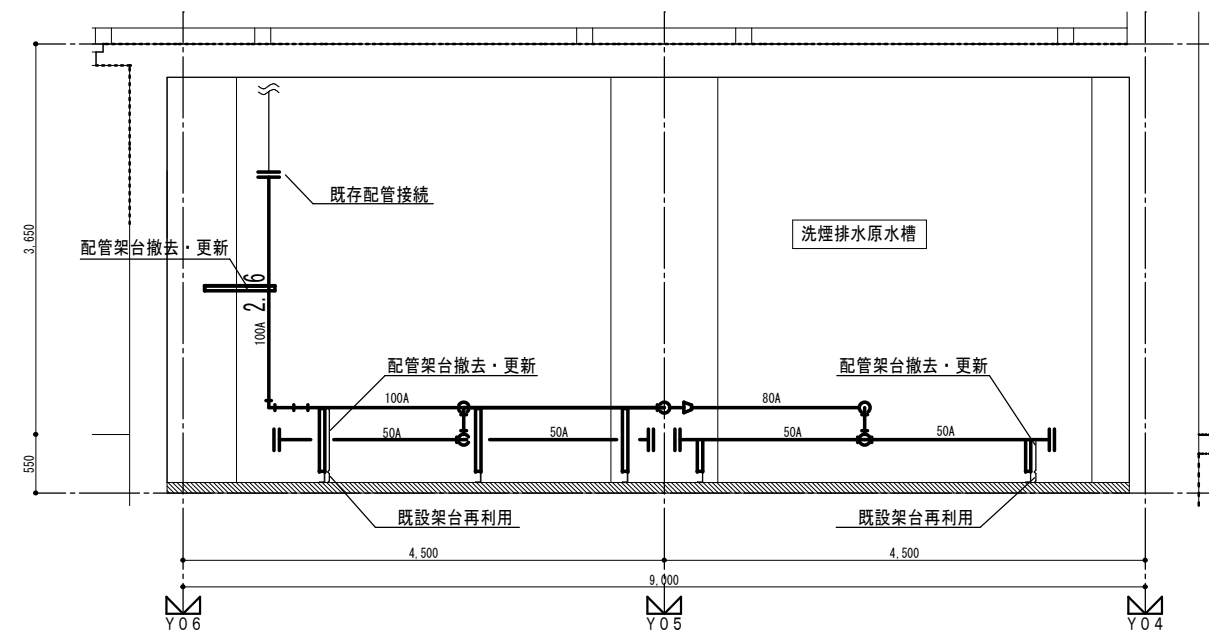
（洗煙排水原水槽）

- ・配管支持・固定金具については、異種金属による腐食の生じないように全てSUS製とする。
- ・配管末端はフランジ止めとする。

凡 例
——：曝気配管 HIVP
※太線は撤去・更新、細線は既設を表す。

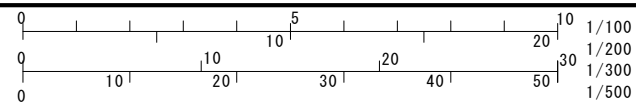


配管支持 参考図 1/10

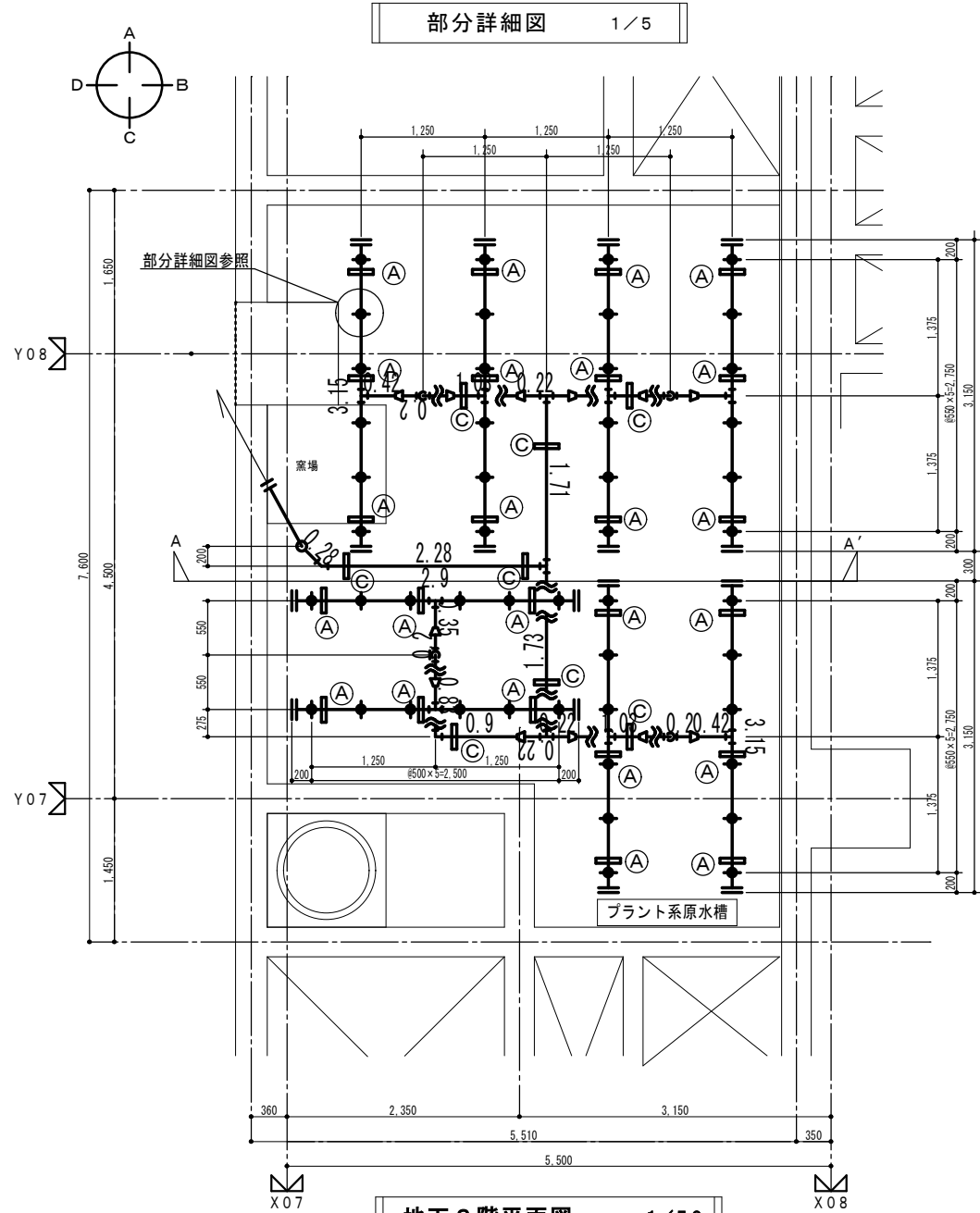
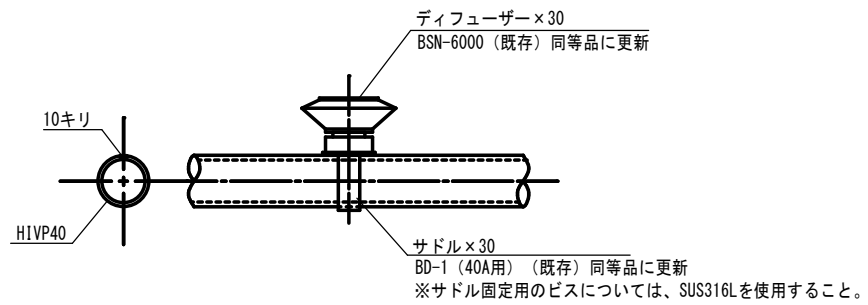


B-B' 断面図 1/50

図面に記載されていない事項は、次の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書等による。
・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和7年版
・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和7年版
・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和7年版

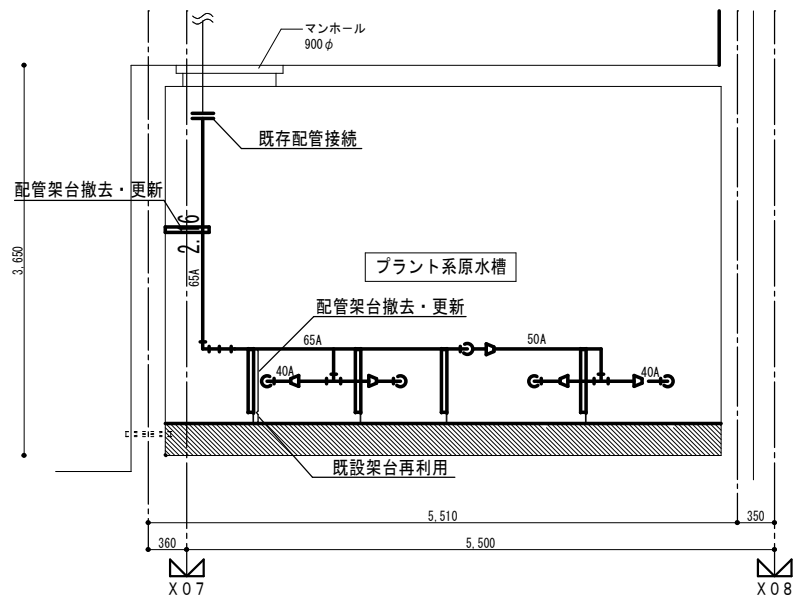
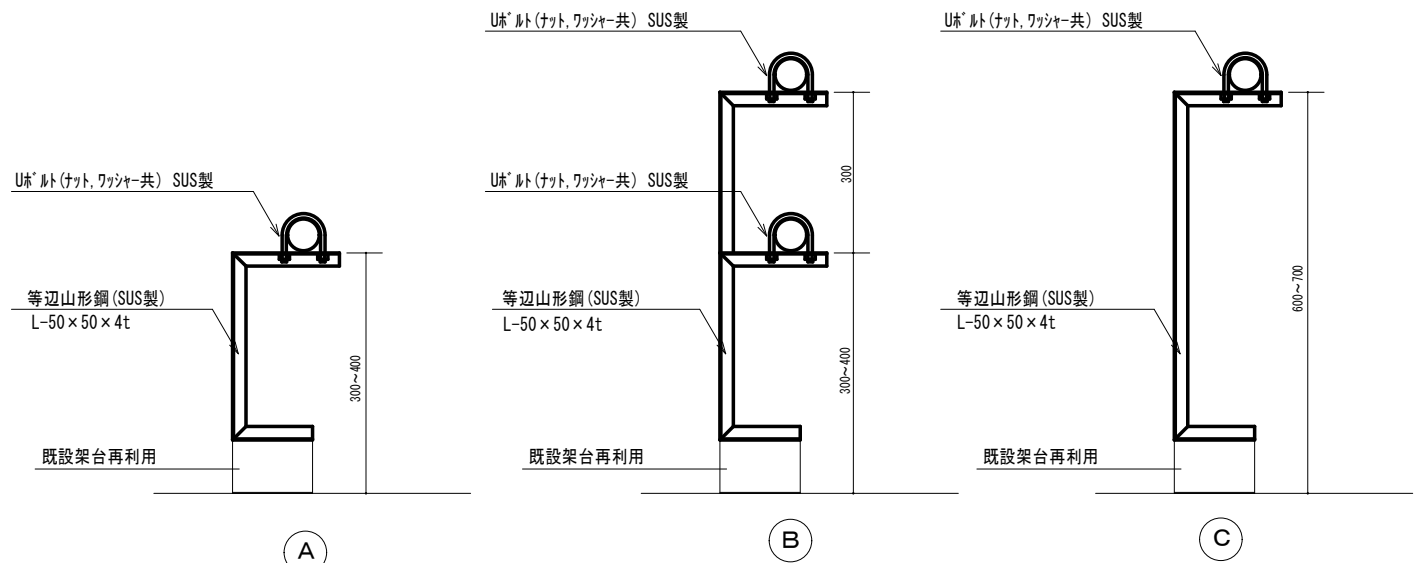


記 事		設計変更 No. 〇 枚の内	京都市北部クリーンセンター大規模改修工事 ただし、工場棟排水槽改修工事	設計図 No. 17 17 枚の内
		令和 年 月	地下2階曝気配管図（プラント系原水槽）	縮尺 1/50、1/10、1/5 令和 8 年 8 月
			施設整備課	



- ・配管支持・固定金具については、異種金属による腐食の生じないように全てSUS製とする。
- ・配管末端はフランジ止めとする。

凡 例
—— : 曝気配管 HIVP
※太線は撤去・更新、細線は既設を表す。



- 図面に記載されていない事項は、次の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書等による。
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和7年版
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和7年版
 - ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和7年版